

八幡浜浄水場 2F 屋上防水工事 仕様書

本仕様書は、南予水道企業団（以下、甲とする）が発注する標記の工事に適用する。

1. 施工場所：八幡浜市大平 1 番耕地 1 0 5 番地

2. 工 期：令和 9 年 3 月 3 1 日

3. 工事概要：八幡浜浄水場管理棟建屋 2F 屋上の防水塗装面の改修を行うこと。

既存防水シート他を撤去後、清掃し下記の工法にて防水改修を行うこと。

① 屋上平場部

工 法：塗膜防水（ウレタン系、機械固定複合法(断熱厚 30mm)、
t=平均膜厚 2mm)

数 量：187.50 m²

工 法：塗膜防水（ウレタン系、絶縁工法、t=平均膜厚 2mm)

数 量：44.40 m²

② 屋上立上り・架台・笠木部

工 法：塗膜防水（ウレタン系、密着工法、t=平均膜厚 2mm)

数 量：43.10 m²（立上り・架台）・38.10 m²（笠木部）

③ ドレン部改修

工 法：改修用ドレン（鉛ドレン、縦型）

数 量：4 箇所

④ その他上記に伴い必要な工事（アルミアングル取付・脱気筒取付・高架水槽保温
カバー取替・配管架台新設）

4. 書類の提出について：請負者は工事に使用する材料等の資料を事前に 2 部提出し、
監督員の承諾・検査を受けてから使用すること。提出した書類
に変更を生じた時は、すみやかに変更届を提出しなければならない。
工事写真は整理して電子データと共に 1 部提出すること。
また、工程表、検査証明書、マニフェスト(コピー)、その他監督
員の指示するものを 1 部提出のこと。

※契約関係の書類は別途提出

5. 本工事により生ずる産業廃棄物の処理について：

本工事より発生した産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく他、「建設廃棄物処理ガイドライン」に準拠し、適切な処理に努めなければならない。

6. 環境衛生について：

本工事は浄水場での工事のため、環境衛生には十分注意し、不要の場所には立ち入らないこと。また特に伝染性の病気に罹患していると思われる場合は、浄水場に立ち入らないこと。浄水場で 7 日以上作業する現場代理人、主任技術者、作業員等は必ず検便をおこなうこと。

検便内容（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157）

7. その他：

・現地作業においては、監督員および八幡浜浄水場職員と十分な協議を行った上で施工に臨むこと。

・本仕様書の記載のない事項について疑義を生じた場合は、甲、乙双方で協議の上、これを定めるものとする。